# 「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概 要

## 1. 法人名等

法	人	名	学校法人関東学院
法	人 代 表	者	理事長 規矩大義
担	当 部	署	法人事務局総務部
お	問 合 せ	先	045-786-7028

# 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1.自律性の確保   「遵守」	-	「遵守」	
1.日作任の唯体		I-2	「遵守」
2.公共性の確保	生の確保 「遵守」	2-1	「遵守」
2.公共性の確保		2-2	「遵守」
2 <i>任</i> 共加	「遵守※」	3-1	「遵守」
<ul><li>■ 3.信頼性・</li><li>透明性の確保</li></ul>		3-2	「遵守」
20 万江 * / 5 尼 / 1		3-3	「遵守※」
4.継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
4. 松机任 / 14 发	一	4-2	「遵守」

「遵守※」:下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

# 3. 遵守状況の確認フロー図

①監事

業務監査、監事監査及びの一環又は基礎資料として、遵守状況の点検、遵守状況報告書(私大連様式)(案)の作成依頼(指示)

②担当部署(法人事務局総務部、大学経営企画課)による遵守状況の点検、遵守状況報告書(私大連様式) (案)の作成(⇔関連部局への照会)

監事の確認

③経営会議、常任理事会等で報告(了承)

 $\downarrow$ 

④公表 (Webによる) 及び私立大学連盟への報告

# 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)の詳細等

## 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

# 基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に 係る説明	遵守原則1-1及び1-2のとおり運営している。

### 遵守原則 1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 (本学院の中期計画/事業計画: https://www.kanto-gakuin.ac.jp/?info=p547/p554)

#### 遵守原則 1-2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステーク ホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して
│ 係る説明 │	V13°
	(本学院寄附行為: https://www.kanto-gakuin.ac.jp/wp-
	content/uploads/2016/04/articles-of- endowment_20250326.pdf)
	endowment_20230320.pdi <i>)</i>

# 基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果 を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に 係る説明	遵守原則2-1及び2-2のとおり運営している。

#### 遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、 教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

### 遵守原則2-2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の 変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して
係る説明	いる。

# 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守状況に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して いる。

### 遵守原則 3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

### 遵守原則 3-2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長(総長を含む)の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

)* -L II \ \ \ \	
遵守状況	「遵守
	· - · · <del>-</del>
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して
係る説明	いる。

# 遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存 在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「 <b>遵守※</b> 」 一部もしくはすべての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守状況に	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して
係る説明	いる。

# 基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

### 遵守原則4-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見 を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「 <b>遵守</b> 」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

## 遵守原則4-2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守して
係る説明	いる。